

令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等委託に係る一般公募型プロポーザル説明書

1 公告日

令和8年2月24日（火）

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等委託

(2) 業務の目的

動物指導センター所掌事務のうち、保護された犬猫の収容補助業務、動物棟等の飼養管理業務、清掃業務及び焼却業務等について、動物福祉及び公衆衛生の観点から適正に行うことを目的とする。

(3) 委託業務の内容

別紙「令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日まで

(5) 提案額

金45,364,229円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

4 担当部局

茨城県 保健医療部 生活衛生課 動物愛護担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-3418 FAX 029-301-0800

E-mail seieil@pref.ibaraki.lg.jp

5 企画書の提出について

(1) 提出書類及び部数

- | | |
|----------------------|----|
| ① 企画提案提出書（様式第1号） | 1部 |
| ② 企画提案書（様式第2号） | 7部 |
| ③ 資格要件に関する申立書（様式第3号） | 1部 |
| ④ 会社概要（パンフレット等） | 1部 |

(2) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限：令和8年3月10日（火）午後5時（必着）
- ② 提出先：担当部局と同じ
- ③ 提出方法：持参または郵送（送付記録の残るもの。）に限る。

6 業務委託者の選定

(1) 審査方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書の内容を（2）の評価項目にもとづき審査したうえで決定する。プレゼンテーションは実施しない。

なお、審査内容は非公開とする。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

審査項目	主な審査基準
基本方針	<ul style="list-style-type: none">・適切な認識、方針を持って業務実施が見込めるか・委託料の積算方法、金額は妥当であるか
企画内容	<ul style="list-style-type: none">・適切な業務実施が見込めるか・受注者としての考え、特徴、他社との差別化が図られており、独自のノウハウや特色が生かされているか・提案内容は実現可能なものか
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・安定的かつ持続的に業務実施が見込めるか・委託業務に必要な知識及び経験等を有する人材及び施設設備等を十分に確保しているか・業務遂行に必要な指示、連絡体制は整っているか
実績等	<ul style="list-style-type: none">・同種又は類似業務の実績があるか・動物愛護管理に係る活動実績はどうか

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、審査委員会終了後に速やかに通知する。
- イ 審査の内容については一切公表しない。
- ウ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

(4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

7 プロポーザルに関する質疑の受付・回答

(1) 質疑の提出方法

質疑・回答書（様式4）により、FAX もしくは電子メールで提出するものとする。
なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月3日（火）午後5時までとする。

(3) 提出先

担当部局と同じ

(4) 回答方法

質疑は、令和8年3月5日（木）午後5時までにFAX もしくは電子メールにより回答する。

8 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
なお、提出された企画書等は返却しない。

- (3) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (9) 本業務委託に係る令和8年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。